

	質問内容	回答
1	2月25日の説明会に参加していないが、応募は可能か。	説明会に参加されていなくても応募可能です。
2	公募要領10ページ「8 契約手続きについて(3)」契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができる。ということであるが、どのような経費が概算払いの対象となるのか。	本委託契約に係る経費全てが概算払いの対象となります。
3	仕様書13ページ「9再委託」について、 ①外国人・大阪府内企業を募集する為のプラットフォーム（SNS）の構築の為に業者に依頼をすることは、再委託になるのか。 ②その場合は、弊社とその業者と共同企業体となることは可能なのか。	①使用料を払い、システムを利用する形であれば再委託になりませんが、合わせて役務の提供を受けるのであれば再委託となる場合があります。 ②御社と再委託先の業者と共同企業体になるためには、様式6の提出が必要です。
4	仕様書5ページ「6業務内容及び提案事項等」について、 ①VOPへの来場が見込まれる属性について、現時点で傾向などがわかる情報がございましたら、教えていただけますか。 ②成果検証を実施するにあたり、VOPサイネージから取得可能な数値等を教えていただけますか。	①VOPは、メタバース「REALITY」を活用。「REALITY」の累計ダウンロード数1500万を突破。Z世代の若年層を中心とする世界中のユーザーに利用されており、万博開催期間中に累計で300万人来館を想定している。 ②成果検証のためにサイネージから取得できる数値等はございません。なお、流入経路や流入数等について、遷移先のサイト側で測定できる仕様を備えていれば、取得できる可能性はあるかと思えます。
5	仕様書13ページ「9再委託」について、「業務の主要な部分」に該当する範囲を教えてください。	「業務の主要な部分」について、明確な定義付けは行っておりません。一つの目安として、公募要領に掲載している審査項目の審査内容において事業者のノウハウによる効果を期待する部分については業務の主要な部分と考えられます。 また、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合といった一定の場合に限り、大阪府からの承認を得れば、再委託により実施することができます。
6	仕様書3ページ「6業務内容及び提案事項等【事業目標】」について、 ①令和6年度の就職実績の外国人の国籍、学校区分（大学生、専門学校生など）を教えてください。 ②令和6年度の就職実績のビザ区分（技人国、特定技能など）を教えてください。 ③令和6年度の事業開始から月毎の参加者数、企業数、内定承諾数を教えてください。 ④令和6年度の現時点での課題について教えてください。	①②令和6年度のマッチング数等成果指標にかかる項目については、現時点で事業が完了していないこと等により開示できません。 ③開示できる実績として、令和6年度の2月末時点での登録企業数は236社、登録外国人材数は2,431名になっています。内定承諾数については、現時点で事業が完了していないこと等により開示できません。 ④・本事業のマッチングシステムに登録する人材が、マッチングシステム登録外の府内企業へ就職するケースも見受けられるため、リーチできていない府内企業に対する広報の強化 ・海外人材アプローチ支援事業に参加した外国人材のマッチングシステムへの登録誘導、活用促進 が課題であると認識しています。
7	仕様書7ページ「②オンラインマッチングシステム運用」について、 ①EventHubについて、令和6年度の内容について内容を確認させていただけるダミーアカウント等はあるのか。 ②令和6年度のマッチング登録外国人材の国籍、学校区分（大学生、専門学校生など）の内訳を教えてください。 ③令和6年度の参加企業を引き継ぐことは可能なのか。	①令和6年度で使用しているオンラインマッチングシステムにダミーアカウントはございません。 ②事業登録人材の国籍はベトナム、中国、インドネシア、ネパール、台湾の順で多く、学校区分は大学、大学院、日本語学校、専門学校の順となっています。 ③令和6年度のマッチングシステムへの登録の際に、令和7年度事業へ登録情報を引き継ぐことに同意すると回答している企業・外国人材の登録情報については、エクセルやCSV等の形式で引き継ぐことが可能です。なお、データ移行等に費用が発生する場合は委託料の範囲内で対応してください。
8	仕様書8ページ「ア 合同企業説明会等の企画・実施」について、令和6年度の合同企業説明会への参加外国人の国籍、学校区分（大学生、専門学校生など）の内訳を教えてください。	令和6年12月に実施した合同企業説明会において、参加者の国籍は中国（28%）、ベトナム（22%）、台湾（8%）、ネパール（7%）、インドネシア（5%）、その他（30%）となっています。また、参加者の約7割が留学生であり、学校区分としては大学が29%、日本語学校が28%、専門学校が17%の順となっています。
9	仕様書9ページ「イ 採用決定につながるための取組みの企画・実施」について、令和6年度の個別カウンセリング数と、その時に利用した言語について教えてください。	事業者のノウハウに関係するものであるため、公表できません。
10	仕様書10ページ「(1)採用者コミュニティ」について、コミュニティ運営について、令和6年度運用中のFacebookのMEET IN OSAKAアカウントは引き継ぎという認識でよろしいでしょうか。（令和6年度事業で就職した外国人コミュニティを継続してフォローしていくことが効率の良い定着支援に繋がると考えるため。）	令和7年度の採用者コミュニティは、令和6年度事業で府内企業に就職した外国人材と令和7年度事業の登録人材で構成することを想定しているため、令和6年度のFacebookアカウントの引き継ぎは想定していません。

11	仕様書4～6ページ「万博活用プロモーションのおける広報コンテンツ」について、6ページの図のサイネージ掲出イメージは縦長ですが、サイネージ掲出データ仕様としては「画像推奨サイズ：1024pixel × 724pixel」と記載があり横長になるかと存じます。横長で提案の準備を進めてよろしいですか。	サイネージの掲載イメージは縦長となります。
12	①仕様書2ページの万博活用プロモーションに記載している「会期中に中長期にわたって大阪に滞在する外国人材」とは外国在住の外国人材の意味でしょうか。 ②中長期とは具体的にどの程度の期間を指しているのでしょうか。 ③また、どのような在留資格を有する者を指しているのでしょうか。	①ご認識の通りです。 ②万博会期中の約半年間を想定しています。 ③大阪・関西万博でパビリオンなどに従事する外国人材で、特定活動（告示13号）及び特定活動（告示14号）の在留資格を有する方を主な想定としています。
13	仕様書5ページに記載の万博活用プロモーションを通じた効果測定のために、サイネージ掲出による効果について、REALITY社レポートの提出はありますか。もしある場合はどのような項目を測定できますか。	REALITY社から提出されるレポート等はございません。
14	仕様書6ページ「サイネージ掲出 想定スケジュール」についてでは、5月にデータを提出して夏頃に掲載開始とあるが、その間の数か月間はREALITY社との間で何か業務が発生しますか。	適宜打ち合わせを実施いただく予定です。
15	仕様書6ページサイネージ掲出の更新について、サイネージの種類は3種類でそのうち1種類は別事業分のため、本事業で作成するイメージビジュアルは1種類で2か所配置される理解ですか。	本事業のために作成していただくイメージビジュアルは2種類です。それらがVOP内の2か所に設置される予定です。
16	仕様書6ページ「サイネージ掲出データ仕様」に関して、 ①画像形式：jpg/png→両形式の画像が必要なのか、それともどちらか一つで良いですか。 ②画像推奨解像度：300dpi/350dpi/600dpiとあるが、一番推奨される解像度はどれでしょうか。REALITY社が推奨している解像度を教えていただけますか。	①どちらか一つで構いません。 ②画像の推奨解像度に優劣はなく、全て推奨の解像度です。
17	①仕様書7ページのサイネージのうち1枚は別事業分ですが、この別事業はどんな事業ですか。 ②別事業の掲載ですが、こちらの事業から掲載費用を支払う形ですか。	①本府が実施する総合就業支援拠点「OSAKAしごとフィールド」です。（参考）OSAKAしごとフィールドURL： https://shigotofield.jp/ ②ご認識の通りです。
18	仕様書7ページサイネージ掲出に関する留意事項の別事業分の事務作業、掲出用画像、遷移先URLとあるが、具体的にどのような作業が想定されていますか。その作業の工数はどの程度を見込んでいますか。	別事業分のサイネージ（1枚）掲出にかかる掲出用画像、遷移先のURLは大阪府から提供いたしますので、委託事業者においては、本事業分のサイネージ2枚を合わせた計3枚のサイネージの掲載に関する調整をREALITY社と行っていただきます。
19	仕様書12ページの「7業務実施上の留意点（2）経費の取扱い」について、国の予算が入っていない認識で宜しいでしょうか。もし国の予算が入っている場合、予算名を教えてください。	本事業の予算の財源は、大阪府の一般財源のみです。
20	業務を再委託する場合、再委託金額の上限設定がありますか。もしあれば、上限を教えてください。	仕様書13ページに記載のとおり、再委託は原則禁止としていますが、やむを得ず再委託を行う場合は、再委託金額が契約金額の相当部分を超えることはできません。相当部分とは、契約金額の50%を超えることをさします。
21	様式2で「本様式を表紙とし、A4サイズで20ページ以内の企画提案書を添付してください」とあるが、表紙込みで20ページ以内という認識か。	表紙は別で、20ページ以内の企画提案書としてください。（表紙込みで21ページ以内）
22	仕様書10ページの「⑤採用者コミュニティの運営と採用者交流会の開催」について、「令和6年度外国人材受入加速化支援事業」及び本事業により府内企業に採用された外国人材とは、令和5年度の同事業や令和6年度に実施した海外人材アプローチ支援事業を含むのか。	「令和6年度外国人材受入加速化支援事業」は令和6年度実施の「外国人留学生等マッチング支援事業」および「海外人材アプローチ支援事業」をさします。